

第9回島田市自治基本条例制定委員会 会議要録

【日時】

平成30年1月5日（金）13:00～13:25

【場所】

島田市役所 3階 市長応接室

【出席者】

制定委員：染谷市長、萬屋副市長、牛尾副市長、濱田教育長、鈴木市長戦略部長、眞部危機管理部長、杉村地域生活部長、横田川健康福祉部長、孕石こども未来部長、北川産業観光部長、大村都市基盤部長、北川行政経営部長、畑教育部長、今村病院事務部長、鈴木議会事務局長

事務局：地域づくり課 小澤課長、藪崎補佐、友野主査

【内容】

1 開会

2 地域づくり課長あいさつ

3 協議

(1) 島田市自治基本条例（案）の修正について

前回の制定委員会で指摘のあった前文、第6条第3項、第30条の修正案を協議し、提案どおり了承された。施行期日については、今後の作業スケジュールにも関連するため「●年●月●日」とした。条例案は、庁内の例規審議委員会で審議した後、ホームページ等で公開する方針が了承された。

○制定委員からの意見 なし

(2) 今後のスケジュールについて

今後の作業として、条例の制定前に協働のまちづくりについて市民への啓発を実施していく方針が了承された。議会への提出時期については、啓発活動を実施した後に改めて協議し決定することとした。

事務局：12月末に協働のまちづくりに係る学識経験者を訪問し、条例案の内容に問題

はないので、条例制定の前に市民に対し協働のまちづくりに関する意識啓発を優先して行うべきだとのアドバイスを受けた。これを受け、事務局としては条例案を確定した後、次年度にかけて啓発活動を実施していくこととしたい。具体的には、無作為抽出した市民による協働のまちづくりに関するワークショップの開催やアンケート調査なども考えている。学識経験者によれば、全国的に無作為抽出で開催する場合、通知発送者のうち2パーセント程度の参加が見込まれるとのことであった。

A委員：対象者には議員も含まれるのか。

事務局：議員も市職員も含まれる。

B委員：地域や年代も完全に無作為で選ぶのか。

事務局：今のところ対象者は高校生から75歳ぐらいまでと考えている。

B委員：一般的に高齢者の方が参加率が高いので、若年層を厚くするといった方法も検討してほしい。

C委員：条例の制定のためではなく、協働のまちづくりの推進を目的に開催するのか。

事務局：協働のまちづくりの推進を目的とするものである。

D委員：2月議会で条例案の検討状況について質問を受けた場合はどう答えるのか。

B委員：自治基本条例の上程前に市民のみなさんに深く理解していただける時間をとって、再度上程の時期を決めていきたいという答弁でいいのではないのか。

E委員：改めて条文を読み返したが、第1条に「市民等の役割を明確にし」とあり第6条で市民等の役割が定められているが、「一言でまちづくりにおける市民等の役割とは？」と聞かれたら何と答えるのか。

事務局：自分たちの住みよいまちを作るために、一緒になって地域のことに取り組んでいただくことではないかと考える。

E委員：それは条文のどこに定められているのか。

事務局：第2条第5号のまちづくりの定義に誰もが住みよい島田市の実現を目指して行われる活動と定めており、第6条第1項では「自らまちづくりについて考えるため、次に掲げる事項を積極的に行うよう努める」と定めている。具体的にまちづくりに取り組むよう求めている訳ではないが、この条文がそれに該当するのではないかと思う。

E委員：自らまちづくりについて考えることが一番大事なことということか。

事務局：そういうことだと思う。

F委員：条例案が固まった後、修正した逐条解説も公表するのか。無作為抽出の方法だが、母集団から逆算して、集まった人が偏らず均等な意見がもらえるようにすることも今後検討するのか。

事務局：若干の調整が必要かと考えている。当日の欠席者も見込んで考えなければならない。逐条解説は次回の制定委員会で協議していただくので、議事録とともに

公表することになる。

4 その他
なし

5 閉会